

埼玉県ロボット実証フィールド等取扱要領

埼玉県ロボット実証フィールド等利用要綱第14条に定める「実証フィールド等の運営に必要な事項」については次のとおり定める。

- 1 利用者は、運営者が指定した実証フィールド等以外には立ち入らないものとする。また、実証フィールド等の利用に当たっては、運営者の指導に従うものとする。
- 2 利用者は、事故の発生防止及び実証フィールド等を損傷しないように努めるものとする。また、重大事故が発生した場合、直ちに実験を中止し、消防・警察署等の必要機関に通報するとともに運営者に報告し、その指示に従うものとする。その他、実証フィールド等の損傷、他の利用者や地域住民とのトラブル等が発生した場合も同様に対応するものとする。
なお、利用者が県又は第三者に損害を与えたときは、運営者は利用者の自己の負担による原状回復又は損害賠償等を求めることができる。
- 3 運営者は、運営者において必要があるときは、利用者が行う実験について随時実証フィールド等で検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持使用に関し必要な指示をすることができる。
- 4 利用者は、自己の責任において、実証フィールド等に持ち込んだロボット、資機材等一切のもの（以下「ロボット等」という。）を適切に管理するものとする。ロボット等の盗難、破損、情報の流出等による損害は利用者の責任とし、運営者はロボット等の盗難、破損、情報流出等による損害について一切の責めを負わないものとする。
- 5 利用者は、実証フィールド等に持ち込んだロボット等を、原則、その日のうちに持ち帰るものとする。ただし、運営者が施設内にロボット等を保管することがやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。
- 6 利用者は、利用を認められた期限までに、又は中止したとき及び中止を指示されたときは、別に指定する期日までに自己の負担により速やかに実証フィールド等を原状に回復し、返還するものとする。ただし、運営者が原状回復をする必要がないと認められたときはこの限りではない。
- 7 利用者は、実証フィールド等について支出した有益費、必要費、その他の費用については、県に請求することができない。また、運営者は、光熱水費等の実費を必要により利用者に請求することができるものとする。
- 8 利用に係る細部事項は、運営者の指示するところによる。

- 9 利用者は、利用期間を更新しようとするときは、事前に運営者に「埼玉県ロボット実証フィールド等利用申請書」を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。